

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年6月分)	・・・ 3

令和8年7月22日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月22日
(2) 事業者の氏名又は名称	国際興業株式会社（法人番号：1010001150008） 代表者 黒滝 寛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区八重洲2-10-3 (鳩ヶ谷営業所) 埼玉県川口市赤山184
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月4日、法令違反の疑いがあることを端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260602	株式会社 NTエンタープライズ(法人番号6040001058805)代表者:松丸 和雄	千葉県千葉市花見川区横橋町1613-69-2-203	本社	千葉県千葉市花見川区横橋町1613-69	事業停止3日間、輸送施設の使用停止(284日車)、安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年2月21日及び同年3月12日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(12)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(13)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(14)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	35	35
20260602	有限会社 鳴原商事(法人番号6060002004574)代表者:野崎 千春	栃木県宇都宮市宿郷1-16-15	鶴田	栃木県宇都宮市鶴田町1017-2 アイランドC102号室	輸送施設の使用停止(60日車)、安全の確保命令	貨物自動車運送事業法第22条	令和8年2月16日、法令で規定された報告書に関して、1件の法令違反が認められた。(1)輸送の安全確保の命令違反(貨物自動車運送事業法第22条)	30	6
20260602	渡邊倉庫運送 株式会社(法人番号3010401031202)代表者:渡邊 庄二	東京都港区浜松町2-5-3 リポート浜松町2階	東扇島	神奈川県川崎市川崎区東扇島23-3、12	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年6月23日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	16	16
20260602	有限会社 下河商会(法人番号6040002041000)代表者:下河 策嗣	千葉県浦安市富士見5-10-24-401	本社	千葉県浦安市富士見5-10-24-401	輸送施設の使用停止(88日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年6月25日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	9	9
20260602	湘南カーゴ 株式会社(法人番号3021001042951)代表者:小川 哲哉	神奈川県横須賀市森崎1-18-19	厚木	神奈川県厚木市妻田西1-30-1-103	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第23条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第23条)	5	1

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20260602	金城興業 株式会社(法人番号3070001009881)代表者:石井 秀治	群馬県安中市松井田町新井1400-1	本社	群馬県安中市松井田町新井1400-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月2日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
20260602	有限会社 丸茂商事(法人番号2021002036706)代表者:青柳 茂行	神奈川県伊勢原市上粕屋502	本社	神奈川県伊勢原市上粕屋502	輸送施設の使用停止(30日車)、安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年5月29日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)整備不良車両(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第41条)	3	3
20260602	諸星運輸 株式会社(法人番号9021001033227)代表者:諸星 重文	神奈川県小田原市扇町2-32-25	所沢ロジスティックスセンター	埼玉県所沢市大字亀ヶ谷222 1F	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第15条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和8年1月28日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	3	3
20260609	日南運送 株式会社(法人番号2020001005457)代表者:清本 鉄志	神奈川県横浜市旭区南本宿町132	本社	神奈川県横浜市旭区南本宿町132-10	事業停止30日間、輸送施設の使用停止(25日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月10日及び同年9月17日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)	33	33
20260609	株式会社 東商ロジスティクス(法人番号5070001029969)代表者:高野 由香	群馬県前橋市西大室町313-1	本社	群馬県伊勢崎市西久保町三丁目1079-1	輸送施設の使用停止(175日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年2月18日及び同年6月18日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	18	18
20260609	東西運輸 株式会社(法人番号9013201004033)代表者:齋藤 礼史	東京都目黒区下目黒4-23-4	本社	東京都目黒区下目黒4-23-4	輸送施設の使用停止(75日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年5月14日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	8	8
20260609	株式会社 大阪大松運輸(法人番号1120001157207)代表者:川口 純平	栃木県足利市野田町1120-24	栃木	栃木県足利市野田町1120-24	輸送施設の使用停止(52日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年8月19日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260609	LPG物流 株式会社(法人番号2021001020157)代表者: 松山 利治	神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷2930-2	三郷	埼玉県三郷市高州1-278	輸送施設の使用停止(34日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年6月27日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
20260616	有限会社 宮原興業(法人番号3090002010515)代表者: 志村 明代	山梨県都留市法能1124-3	本社	山梨県都留市法能1124-3	輸送施設の使用停止(135日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年9月4日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	14	14
20260616	株式会社 グンリック(法人番号6030001020204)代表者: 沼田 彰	埼玉県さいたま市見沼区大字南中野384-17	那須	栃木県那須塩原市上赤田310-248	輸送施設の使用停止(42日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年7月17日及び同年8月5日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	5	5
20260616	ABCロジテム 株式会社(法人番号6060001000905)代表者: 大塚 勝己	栃木県河内郡上三川町大字石田2063-1	宇都宮事業所	栃木県河内郡上三川町大字石田2068-1	輸送施設の使用停止(54日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年7月8日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	8	6
20260616	株式会社 ニルスオート(法人番号2030001084038)代表者: 澁谷 信一	埼玉県越谷市川柳町2-368	本社	埼玉県越谷市川柳町2-368	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令で規定された報告書に関して法令違反の疑いがあったことを端緒として、令和7年6月11日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
20260616	有限会社 長澤建材興業(法人番号4090002015001)代表者: 長澤 奨	山梨県南巨摩郡身延町宮木282	本社	山梨県南巨摩郡身延町宮木282	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年9月18日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	5	5

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260616	株式会社 プレス・ロジスティクス(法人番号9120001161531)代表者: 中 秀之	大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18-5	東京	東京都板橋区前野町3-46-2-202	輸送施設の使用停止(39日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年8月29日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
20260616	株式会社 トラストシップ(法人番号5030001112514)代表者: 土居 昌信	埼玉県所沢市大字坂之下166-3	元八王子	東京都八王子市元八王子町3丁目2261番地	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年10月23日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	1	1
20260617	有限会社 伊藤商会(法人番号7021002013725)代表者: 伊藤 幸男	神奈川県海老名市中野2-17-1	本社	神奈川県海老名市中野2-17-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和8年5月8日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	0	0
20260623	いわさ産業 有限会社(法人番号2012702005232)代表者: 岩佐 淳	東京都東久留米市下里1-7-2	本社	東京都東久留米市下里1-7-2	輸送施設の使用停止(85日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年10月16日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	9	9
20260624	高野総合運輸 株式会社(法人番号8060001011215)代表者: 高野 和久	栃木県さくら市馬場132-1	本社	栃木県矢板市こぶし台8	事業停止30日間、輸送施設の使用停止(20日車)、安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年5月8日及び同年同月22日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の著しい未遵守(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	32	32
20260625	ピダン 株式会社(法人番号5030001160752)代表者: 峯岸 伸一	埼玉県八潮市古新田1042-3	東京	東京都葛飾区西水元3-18-3	許可取消し	貨物自動車運送事業法第33条第1項第1号	令和8年2月25日付け輸送施設の使用停止及び付帯命令書により、令和8年3月27日から同年5月25日までの間、輸送施設の使用停止が命じられているにも関わらず、使用を停止する期間において、使用の停止を命じられていた輸送施設の自動車登録番号標を偽造して貨物自動車運送事業を行っていたことを端緒として、令和8年5月1日及び同年同月25日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)輸送施設の使用停止・事業停止命令違反(貨物自動車運送事業法第33条第1項)	24	0
20260630	ペガサスサービス 株式会社(法人番号9012801008914)代表者: 辻 栄作	東京都立川市西砂町4-3-4	本社	東京都立川市西砂町4-3-4	輸送施設の使用停止(240日車)、安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年6月20日及び同年7月14日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第25条、貨物自動車運送事業法施行規則第14条)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	24	24

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260630	Life management 合同会社 (法人番号1200003003417)代表者:井上 将輝	千葉県船橋市金杉台1-2-14-206	船橋	千葉県船橋市金杉台1-2-14-206	輸送施設の使用停止(180日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年7月24日及び同年8月6日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)損害賠償の支払能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第14条)	18	18
20260630	長生産業 株式会社(法人番号3050001006914)代表者:庄司 元久	茨城県ひたちなか市山崎123番地	本社	茨城県ひたちなか市山崎123番地	輸送施設の使用停止(134日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	労働局からの通報を端緒として、令和7年6月17日及び同年7月3日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	16	14
20260630	坂本運輸 有限会社(法人番号7030002042130)代表者:坂本 晃	埼玉県加須市大字外田ヶ谷720-4	本社	埼玉県加須市外田ヶ谷719-1	輸送施設の使用停止(91日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年10月10日及び同年11月13日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	10	10
20260630	清水運送 株式会社(法人番号6011601003120)代表者:清水 幸雄	東京都練馬区土支田1-1-5	品川	東京都大田区大森北3-24-2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第15条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和8年3月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	9	2
20260630	有限会社 菖蒲運送 (法人番号4030002038940)代表者:大谷 清子	埼玉県久喜市菖蒲町新堀502-2	本社	埼玉県久喜市菖蒲町新堀502-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年7月18日及び同年8月7日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(7)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	1	1

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3。(4)但し書き参照)